

令和元年度第1回個人住民税検討会

日時：令和元年6月17日(月)13:30～

場所：総務省7階 省議室

1 開会

2 議題

(1) グローバル社会における個人住民税のあり方

(2) その他

3 閉会

(配布資料)

資料1 令和元年度個人住民税検討会開催要綱

資料2 令和元年度個人住民税検討会委員名簿

資料3 グローバル社会における個人住民税のあり方

1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や全体としての事務の効率化を図るための制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。

とりわけ、今年度においては、グローバル社会における個人住民税のあり方に関して、企業を退職し、出国する外国人等に対する徴収方法について制度的な検討を行うとともに、個人住民税の現年課税化に関して市町村精算方式等について検討を行う。

2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3. 検 討 項 目

- (1) グローバル社会における個人住民税のあり方
- (2) 個人住民税の現年課税化

4. 委 員

別紙のとおり。

5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

5. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

6. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

資料 2

令和元年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いわ た こう いち
岩 田 孝 一
日本電気株式会社 公共システム開発本部 兼 公共ソリューション事業部 部長

か とり さち こ
香 取 幸 子
茨城県五霞町町民税務課長

こう やま ひろ ゆき
神 山 弘 行
一橋大学大学院法学研究科准教授

さい どう ゆり え
齋 藤 由里恵
中京大学経済学部准教授

しし ど くに ひさ
宍 戸 邦 久
新潟大学経済学部教授

たけ だ けん ぞう
武 田 健 三
株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役

はやし ひろ あき
林 宏 昭（座 長）
関西大学経済学部教授

ふち けい ご
淵 圭 吾
神戸大学大学院法学研究科教授

よし とみ ひろ まさ
吉 富 浩 政
横浜市財政局主税部税務課長

わた らい よし のぶ
渡 會 善 信
愛知県豊橋市財務部市民税課長

グローバル社会における 個人住民税のあり方

昨年度の検討会における議題設定の経緯及び議論の概要

- 平成30年12月8日に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立し、同年14日に公布されたところ。
- これにより、新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後さらに在留外国人が増えていくことが想定される。
- 平成30年度の個人住民税検討会では、こうしたことも踏まえ、賦課期日(1月1日)後に出国する外国人に対する徴収方法について、有効と考えられる様々な方策案について議論を行ったところである。

(昨年度検討会での出された主な方策案)

- ・ 特別徴収の一括徴収の義務化

→ 現行法上、6月から12月に退職した納税義務者については、納税義務者本人から一括徴収を希望する旨の申出がなければ、一括徴収をすることはできないこととなっているが、これを事由(退職)発生時期に限らず、原則化する。

- ・ 納税管理人の設定

→ 外国人労働者が国外に出国する場合で、一括徴収や特別徴収が継続される場合を除き、特別徴収義務者を納税管理人とみなす。

入国時に納税管理人に設定を義務化する。

⇒ 今年度の検討会においても、引き続き在留外国人の適切な納税について議論を進めていきたい。

在留外国人の個人住民税の徴収に係る市町村における課題

外国人の納税状況について、一部地方団体に問題点を聞き取ったところ、大きな課題は次の2つ。

(1) 特別徴収されず普通徴収の者が多いなどの理由で、滞納が発生しやすいこと

→ 普通徴収で賦課するも、納税意識の違い、生活費を優先する等の理由も相まって滞納が多発。滞納処分するのは日本人と同様だが、文化や言葉の壁もあいまって進展しないケースも多い。

(特別徴収されない者の多い主な原因)

- ・ 特別徴収の要件を満たさない(※)短期雇用を繰り返している。
- ・ 給与が少額の仕事を掛け持ちすることにより、各事業所からの特別徴収を免れている。

(※) 特別徴収の対象者となる要件「前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者」⇒ 4月1日に給与の支払を受けていなければ普通徴収となる。

(2) 出国(帰国)後、事実上徴収不可能になってしまう場合が多いこと

→ 法的には出国時に転出手続が必要だが、罰則がないので無断出国も多く、現行法上市町村は事前に出国を把握するすべもない。

出国時点で残税額がある場合も多いが、その場合、その後の徴収は事実上不可能になる。

⇒ 団体側からは、「1は、困難は伴うもののあくまで通常の徴収・滞納処分の範囲内(日本人と同様)であるのに対し、2は、外国人固有の課題であり、かつ、出国後の徴収はほぼ望めないことから、より問題ではないか」との認識もあった。

現状の問題点と今後の検討の方向性

(1) そもそも滞納が多く、滞納処理も進まないことについて。

⇒ 滞納が多い理由は、

- ・ 特殊な雇用形態などにより、特別徴収ができていないこと
- ・ 文化や言葉の壁、納税意識の違いなどにより、滞納処理が進まないこと

⇒ そこで、次のような方向性が考えられるか

- ① 外国人の雇用形態なども踏まえた上での、特別徴収のさらなる推進
- ② 納税の実効性を確保する(納税せねばならないという環境作り)

(2) 納税せずに出国(帰国)してしまう者が多いことについて。

⇒ 所得の発生のタイミングと納税のタイミングにずれが生じることが、最大の原因であると考えられる。そして、その究極的な解決策としては、現年課税が考えられるが、これは中長期的な検討を要する課題。

⇒ その他の課題として、

- ・ 市町村が事前に出国を把握するすべがなく、外国人に対し直接納税を求めるタイミングがないこと
- ・ したがって、仮に資産などがあっても、納税しないまま帰国してしまう場合があること
- ・ いったん帰国してしまえば、徴収コストの問題などから、徴収をあきらめざるを得ない状況にあること

⇒ そこで、次のような方向性が考えられるか。

- ③ 帰国の予定を把握する機会を増やす
- ④ 帰国時や帰国後の納税の実効性を確保する方法を模索する

【参考】中長期在留者が実施する主な手続

上陸申請 住居地(変更)届出等
(上陸) (転入届)

(在 留 期 間)

★市町村で実施する手続

転出届 出国



○出入国港において上陸申請・許可
(入国審査官宛・入管法)
⇒ 在留カードを交付
(後日交付の場合もある)

【想定される主な手続(在留者の実施するもの)】

○住居地以外の在留カード記載事項の変更手続
(婚姻による氏名の変更等) (出入国在留管理庁長官宛・入管法) 義務・罰則あり

※ 届出に基づき新たな在留カードを交付

○在留期間の更新申請等 (法務大臣宛・入管法)

⇒ 案件に応じ、入管にて納税状況や社会保険等の加入状況等を確認

※ 更新等の許可に伴い新たな在留カードを交付

以上については、手続後住民票のある市区町村に住基法に基づく「出入国在留管理庁通知」が送られる。

○再入国許可申請(出入国在留管理庁長官宛・入管法)

※ 在留期間満了前に一時本邦外へ出国した後、再び入国する場合の申請。
みなし再入国(入国審査官宛・入管法)による場合には再入国許可を受け
たものと見なされる。

○所属機関等に関する届出等(転職・離職した場合等)

(契約日や活動内容を届出等)(出入国在留管理庁長官宛・入管法) 義務・罰則あり

※ 郵送・電子申請等も可能、市町村には連絡無し

○出国(再入国の
意思なし)
(入管法)
※在留カード返納

⇒出国後、住基法
に基づき、市町村
に通知され、住民
台帳に反映
(ただし、転出届が
出されていると入
管庁通知はなし)

届出等先:市町村

在留カード交付後(住居地の変更後)、
【住居地に関する届出等】義務・罰則あり
○住居地の届出等(出入国在留管理庁長
官宛・入管法)

在留カードを提出して住基法の住所の
届出をしたときは、入管法の住居地の届
出とみなされる。

⇒【市町村長の事務】

- ・ 在留カード裏面に住居地を記載
- ・ 住民票に、在留資格、在留期間、
在留カード番号等を記載。中長期在
留者の受入れ開始

【所属機関による届出等】

○受入れ開始・終了時等(出入国在留管理庁長官宛・努力義務)

※ 特定技能の場合、届出等は義務・罰則あり

【外国人雇用状況届出等】雇入れ・離職時(厚労大臣宛・罰則あり)

【参考】中長期在留者が行う主な申請一覧

※ ○の手続は、実施後住基法に基づき、出入国在留管理庁から住民票のある市町村に通知され、外国人住民台帳に反映(住民基本台帳の正確性を期す目的)。

申請・届出名	申請・届出先	申請・届出期限	申請・届出項目	市町村への情報提供※
①上陸申請	入国審査官	上陸時	本邦において行おうとする活動の内容	—
②住居地届出等 (法第19条の7) (法第19条の8) (法第19条の9)	出入国在留管理庁長官 (<u>市町村長を経由</u>)	住居地を定めた(の 変更)日から 14日以内	国籍・地域、氏名、生年月日、性別、 住居地(前の住居地も含む)、 在留カード番号 等	—
③住居地以外の 記載事項の 変更届出等 (法第19条の10)	出入国在留管理庁長官	変更を生じた日 から14日以内	国籍・地域、氏名、生年月日、性別及び それらのうち変更を生じた事項等	○
④所属機関等に 関する届出等 (法第19条の16)	出入国在留管理庁長官	事由が生じた日 から14日以内	※在留資格によって異なる(例:特定技能) 契約機関(就職先・学校等)の名称や 所在地の変更、 契約の終了や締結等があった年月日 等	×
⑤在留期間の 更新申請等 (法第21条)	法務大臣	在留期間が 満了する日まで	※在留資格によって異なる。 (例:特定技能) 基本的に、活動の内容及び期間、滞在費 支弁方法、 <u>納税状況額</u> 及び社会保険の加 入状況等を確認	○ (在留期間)
⑥転出届 (住基法第24条)	<u>市町村長</u>	—	氏名、転出先、転出の予定年月日	—

【参考】外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日)(抄)

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。
また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省(国税庁、総務省)〕《施策番号95》
- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号96》
- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。
地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。
〔総務省〕《施策番号97》